

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年8月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900148 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000038 号

第1 結論

請求者のA社における平成14年10月1日から平成15年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年10月から平成15年8月までの標準報酬月額については、11万円から44万円とする。

平成14年10月から平成15年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から平成 15 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私が、A社に勤務している期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、支給されていた給与額より低く記録されている。

調査の上、請求期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は11万円と記録されているところ、B健康保険組合から提出された「適用－被保険者報酬月額算定基礎履歴」（ハードコピー）によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は44万円と記録されていることが確認できる。

また、A社における請求期間当時の社会保険事務担当者は、社会保険事務所（当時）及びB健康保険組合への「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」等の届出は、複写式の届出用紙を使用し、B健康保険組合へ届け出ていたと回答及び陳述しているところ、同組合は、請求期間当時、事業所から提出された複写式の届出用紙のうち、同組合への届出用紙を切り離した後、社会保険事務所用の届出用紙を、事業所の厚生年金基金への加入の有無に関係なくC厚生年金基金に送付し、同厚生年金基金から社会保険事務所に送付する取扱いをしていた旨陳述しており、両者の回答及び陳述は符合している。

さらに、A社から提出された平成14年分及び平成15年分の給与所得に対する所得税源泉徴

収簿（写）並びに請求者から提出された平成14年2月分から平成15年9月分までの給料支払明細書（写）によると、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間（平成14年5月支払分から同年7月支払分まで）において、44万円の標準報酬月額に相当する給与が支給され、請求期間において、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、平成14年10月から平成15年8月までは44万円であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000034 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000039 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成 19 年 7 月 23 日は 10 万円、同年 12 月 21 日は 18 万 7,000 円、平成 20 年 7 月 17 日は 19 万円、同年 12 月 26 日は 15 万 8,000 円、平成 21 年 7 月 22 日は 18 万 6,000 円、同年 12 月 18 日は 15 万 9,000 円、平成 22 年 7 月 29 日は 14 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 13 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 23 日、同年 12 月 21 日、平成 20 年 7 月 17 日、同年 12 月 26 日、平成 21 年 7 月 22 日、同年 12 月 18 日、平成 22 年 7 月 29 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 23 日、同年 12 月 21 日、平成 20 年 7 月 17 日、同年 12 月 26 日、平成 21 年 7 月 22 日、同年 12 月 18 日、平成 22 年 7 月 29 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 19 年 7 月
② 平成 19 年 12 月
③ 平成 20 年 7 月
④ 平成 20 年 12 月
⑤ 平成 21 年 7 月
⑥ 平成 21 年 12 月
⑦ 平成 22 年 7 月
⑧ 平成 22 年 12 月

A 社から、請求期間①から⑧までにおいて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間①から⑧までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、B銀行C支店から提出された請求者に係る預金取引明細表及び同僚から提出された賞与支給明細書（写）から判断すると、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記の預金取引明細表及び同僚の賞与支給明細書（写）により推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は10万円、請求期間②は18万7,000円、請求期間③は19万円、請求期間④は15万8,000円、請求期間⑤は18万6,000円、請求期間⑥は15万9,000円、請求期間⑦は14万7,000円、請求期間⑧は13万8,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑧までの賞与支給日については、上記預金取引明細表で確認できる振込日から、請求期間①は平成19年7月23日、請求期間②は同年12月21日、請求期間③は平成20年7月17日、請求期間④は同年12月26日、請求期間⑤は平成21年7月22日、請求期間⑥は同年12月18日、請求期間⑦は平成22年7月29日、請求期間⑧は同年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月23日、同年12月21日、平成20年7月17日、同年12月26日、平成21年7月22日、同年12月18日、平成22年7月29日及び同年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900149 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000037 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から平成 7 年 7 月 31 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円と記録されているが、私は、当該期間において、A 社に代表取締役として勤務し、当該標準報酬月額より多くの給与の支給を受けていた。調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社の商業登記簿謄本及び請求者から提出された同社に係る決算報告書（写）によると、請求者は、請求期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、当該決算報告書（写）に記載されている請求期間当時の請求者の年間報酬から、オンライン記録における標準報酬月額より高い報酬月額を受けていたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年 11 月は 47 万円、同年 12 月から平成 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から平成 7 年 6 月までは 59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 7 月 31 日より後の同年 8 月 1 日付けで、平成元年 11 月 1 日の資格取得時の標準報酬月額及び平成 2 年から平成 6 年までの定時決定の記録が取り消された上で、平成元年 11 月から平成 7 年 6 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に遡って減額されていることが確認できる上、平成 7 年 7 月 31 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる 3 名の者についても、請求者と同様に、同年 8 月 1 日付けで標準報酬月額が 9 万 2,000 円に遡って減額されていることが確認できる。

さらに、請求者、A 社の取締役であった請求者の妻及び請求期間当時に同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答から、請求期間当時、同社の経営状況は悪化していたことがうかがえる。

一方、請求者は、自身は給与計算や社会保険関係の事務に関与していなかったとしているものの、請求期間のA社に係る代表者印について、i) 通常は金庫の中に保管しており、金庫の鍵は請求者の妻が管理していた、ii) 代表者印を使用する際は、請求者自身が押印するか、請求者の指示の下、請求者の妻又は事務員が請求者の目の前で押印する取扱いをしていた旨陳述しており、請求者の妻も、請求者は給与計算や社会保険関係の事務に関与していなかったとする一方、代表者印を使用する際は、請求者の指示の下、妻自身又は事務員が押印できた旨回答していることから、同社の代表取締役である請求者は、自身の請求期間に係る標準報酬月額を遡って減額する届出に関して、最終決裁者として関与していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与していながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。